

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

別表生涯学習部の項中「並びに1月1日から同月3日まで」を「、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日」に改め、同表子育て支援総合センターこどもみらい館の項中

「
「
交替に
午前8時30分から
午後5時15分まで
午前8時45分から
午後5時30分まで
正午から午後8時45分まで
午後1時から午後9時45分まで
」
を
「
交替に
午前8時30分から
午後5時15分まで
午前8時45分から
午後5時30分まで
午前11時15分から午後8時まで
正午から午後8時45分まで
午後0時45分から
午後9時30分まで
」
」
に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)